

会 議 録

会議の名称	飯塚市障がい者施策推進協議会
開催日時	平成26年10月9日 午後2時5分から午後4時5分まで
開催場所	飯塚市役所第2別館2階 会議室
出席委員	有吉委員、井上委員、江原委員、岡本委員、鐘ヶ江委員、許斐委員、辻田委員、中竹委員、野上委員、原委員、淵上委員、丸野委員、山下委員、山梨委員、山本委員
欠席委員	高橋委員、多田委員、堂園委員、時川委員
事務局職員	社会・障がい者福祉課長（森部）、同・課長補佐（松延）、同・障がい者自立支援係長（室屋）、同・係員（井上）
会議内容	<p>1. 第4期 飯塚市障がい福祉計画の策定について</p> <p>（1）計画素案について</p> <p>（2）サービス等の必要見込量について</p> <p>[事務局説明]</p> <p>○資料1～4に基づき説明。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答]</p> <p>○地域生活支援事業の「相談支援事業」について、飯塚市は「基幹相談支援センター等機能強化事業」を実施していることになっているが、基幹型の相談支援センターとそれ以外のセンターではどのように異なるのか。</p> <p>⇒（事務局より）「基幹相談支援センター等機能強化事業」というのは、もともと「市町村相談支援機能強化事業」という名称だったものが、近年、相談支援事業の実施形態として基幹型の相談支援センターを設置することが厚生労働省によって示されたことに伴い、名称変更されたものである。本市における実施内容は、主に発達障がい児への相談支援に対応できる専門職員を1か所のセンターに配置することによって、相談支援事業の機能強化を図っているというものである。</p> <p>本市の相談支援事業は、5つの相談支援センターがそれぞれの特性を發揮しながら同列で連携する形で成り立っており、各センターを統括するような「基幹相談支援センター」に当たるものを設置しているわけではない。</p> <p>○基幹相談支援センターを設置していないことによるペナルティなどはあるのか。また、事業の名称により基幹相談支援センターがあるという誤った印象を与えるおそれがあるのではないか。</p> <p>⇒（事務局より）相談支援事業は市町村の必須事業だが、基幹相談支援センターの設置が義務付けられているわけではなく、従ってペナルテ</p>

イ等はない。基幹型のセンターの設置は厚労省によって推奨されているが、どのような形態で相談支援事業を実施するかは地域の状況によって判断されることになる。飯塚市の場合、嘉麻市、桂川町と共同で事業を実施しているので、基幹型センターの設置については2市1町での協議が必要になる。なお、ご指摘のように基幹型センターの有無に関する誤解を招かないよう、事業内容の説明文に本市の状況等を加筆するなどの対応を検討したい。

○地域生活支援事業の「理解促進研修・啓発事業」について、研修等を実施するのは誰なのか。

⇒（事務局より）市町村が地域住民に対して、障がい者への理解を促進するための研修等を実施するものである。

○地域住民への啓発も大切であるが、市役所内部（市職員に対して）の啓発も必要ではないか。

⇒（事務局より）障がい者への理解促進に関する市職員を対象とした啓発・研修には機会あるごとに取り組んでいるが、まだ十分とは言えない状況である。今後とも、支援に携わっている関係者等とも連携しながら啓発・研修の充実に向けて取り組んでいきたい。

○成果目標のうち「福祉施設入所者の地域生活への移行」について、入所者数の削減に関する目標値が定められているが、どの程度の障がいのある入所者が削減対象となるのか。

⇒（事務局より）障がいの程度等によって地域移行対象者を特定するというものではなく、支援があれば地域移行が可能と考えられる障がい者に対して、充実した支援が実施できる体制を地域で作っていくために設定された目標である。

○新たな成果目標として「地域生活支援拠点等の整備」が掲げられているが、障がい者がどのように地域の中で生活していけばよいのか、当事者や家族は皆、不安を抱えている。今後の課題として、我々家族会としても引き続き考えていきたい。

○地域生活支援拠点等の整備方法については、本市の「まちづくり協議会」を活用することも考えられるのではないか。

○障がい福祉サービスのうち「重度訪問介護」について、対象者が身体障がい者だけでなく重度の知的障がい者や精神障がい者にも拡大されているので、このことも踏まえて必要見込量を算定することもできるのではないか。

○障がい福祉サービス利用者は65歳になると介護保険のサービスに移行しなければならないが、制度が異なるためサービスの支給量が減らされたり利用者負担額が増えたりすることによって、生活状況が悪化する場合がある。このような状況を何とかして改善できないものかと思う。

	<p>2. その他の意見等</p> <p>○障がいのある児童・生徒が学校でいじめにあい、不登校となるケースがある。障がい者に対する理解促進のための啓発は大切であるが、そのためにはまずこのような事例の件数を把握して、実態をつかむことが必要である。</p> <p>○近年、障がい者への差別を禁止する条例がいくつかの都道府県で制定されている。共生社会の実現のため、飯塚市としても条例の制定を検討してもよいのではないか。</p> <p>○福祉避難所として市と協定を締結している障がい者支援施設等について、市民への周知のために（その施設が福祉避難所であることを示す）看板を設置してはどうかと提案していたところである。その後、看板ができたという話を聞いていたが、まだ施設には配付されていないので、状況を確認してほしい。</p> <p>○障がい者をめぐる状況を改善していくため、お金や人材を投入しなくてもできることあれば、私たち当事者団体としては行政と協力して取り組んでいきたいと考えているので、市から提案や相談をしてほしい。</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 【資料 1】 第 4 期 飯塚市障がい福祉計画 素案 ・ 【資料 2】 障がい福祉サービス等の必要見込量、成果目標 ・ 【資料 3】 地域生活支援事業の必要見込量 ・ 【資料 4】 飯塚市における障がい者数の推移
<p>公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 なし)</p>
<p>その他</p>	